

弘前市職員採用資格試験を次のとおり行います。

平成27年4月30日

弘前市長 葛西 憲之

**弘前市が求める人材**

弘前市では、新たに策定した「弘前市経営計画」において、行政だけではなく市民やコミュニティ、民間事業者等も含めて、各主体が協力・連携して地域づくりを行うことを目指しています。  
エリア担当制度や災害時の対応など、職員自らが地域協働の担い手として活動するためには、地域の状況や市民ニーズを的確に把握する必要があります。  
市職員も生活の中で一市民として、市が行う仕事を日常的に感じる事が大切であると考えており、そのために、『職員の市内居住』を推進しております。  
この方針に共感し、採用後は弘前市内に居住できる方の応募をお待ちしております。

**1 試験職種、職務内容及び採用予定人員**

試験職種	職務内容	採用予定人員
社会人	一般行政	一般行政事務の職務 7人
	建設（土木）	土木技術の専門的職務 1人
	福祉	福祉の専門的職務 1人

**2 受験資格**

次の(1)から(5)までの要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和46年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本国籍を有する者
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項（次のアからエ）のいずれにも該当しないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (4) 資格要件 「建設（土木）」、「福祉」については、次の資格のうち1つ以上を有すること。（「一般行政」については、資格要件はありません。）

「建設（土木）」 技術士又は技術士補（建設部門、上下水道部門、農業部門又は森林部門のいずれか）、  
1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、測量士  
「福祉」 社会福祉士

注1 最終合格者には、資格要件を証する資格証等の写しを提出していただきます。資格要件を満たしていることが確認できない場合は、合格を取り消します。

- (5) 職務経験要件（各職種共通）

平成27年4月1日現在で、民間企業等（国、県や地方公共団体の期間を含む。）における正規職員としての勤務経験が5年以上あること。（任期付職員、契約社員も含む）

上記職務経験には、民間企業等の従業員、公務員等として6ヶ月以上継続して就業した期間が該当します。（自営業の期間は含みません。）

上記の期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなします。

複数の企業・団体での勤務経験を合算することができます。ただし、同時に複数の企業・団体に勤務している場合は、そのいずれか一つの勤務期間のみを合算することができます。

最終合格者には、職務経験を証する書類を提出していただきます。5年以上の職務経験が確認できない場合は、合格を取り消します。

**3 第一次試験**

- (1) 試験日及び場所 平成27年6月28日（日） 青森県立弘前工業高等学校（弘前市大字馬屋町6-2）
- (2) 試験種目及び内容

試験種目	内容・出題分野
適性検査	計算、分類等の正確さ、迅速さ等作業能力 【五枝択一式筆記試験】（100題 10分）
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 【高等学校卒程度の五枝択一式筆記試験】（40題 2時間）
性格検査	公務の職業生活への適応性等 【四枝択一式筆記試験】（120題 20分）

※1 建設（土木）の受験者で「技術士」または「技術士補」（建設部門、上下水道部門、農業部門又は森林部門のいずれか）の資格を有するものは第一次試験を免除します。

※2 一般行政及び建設（土木）の受験者で、国家Ⅱ種以上の国家公務員または都道府県職員としての職務経験（青森県外）が5年以上のものは第一次試験を免除します。

**※3 一般行政については、一定水準以上の語学資格を有する者に第一次試験において10点を加算します。**

英語	実用英語技能検定	1級及び準1級
	TOEIC (IPテストを除く。)	スコア730点以上
	TOEFL	スコア PBT550点及びiBT79点以上
中国語	国際連合公用語英語検定	特A級及びA級
	中国語検定試験	1級、準1級及び2級
韓国語	中国語コミュニケーション能力検定	スコア550点以上
	韓国語能力試験	6級、5級及び4級
	「ハングル」能力検定試験	1級、2級及び準2級

該当する者は、受験申込書に必要事項を記入し、合格証書あるいはスコアレポートの写し1部を添付してください。  
また、第一次試験当日に原本を確認しますので持参してください。

**※4 全試験職種において、身体障害者手帳を有する者に第一次試験において10点を加算します。**

該当する者は、身体障害者手帳の写し1部を添付してください。（「氏名」、「生年月日」、「障害名」、及び「身体障害者等級表による級別」が記載された部分）また、第一次試験当日に原本を持参してください。

**※5 全試験職種において、下記のすべての条件を満たすU・Iターン希望者に第一次試験において10点を加算します。**

- ① 2受験資格（5）職務経験要件について、県外での職務経験が5年以上であること。
- ② 現在県外に居住し、採用後に弘前市内に居住する意向がある者。
- ③ 平成9年4月2日以降に生まれた子どもがいる者。

該当する者は、子どもの分を含めた住民票の写し1部を添付してください。また、試験当日に原本を持参してください。

**※3～5までの加算について、複数に該当する場合は20点を上限とします。**

※6 各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、ひとつでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点が高くても不合格となる場合があります。

- (3) 第一次試験合格発表予定日時 平成27年7月13日（月）午前10時ころ

弘前市役所前の掲示板（観光館側公衆電話横）に掲示します。

文書による通知は、合格者のみに行います。

市のホームページ上にも掲載する予定です。ホームページ・アドレス <http://www.city.hirosaki.aomori.jp>

#### 4 第二次試験

- (1) 試験日及び場所 第一次試験合格者に対して、直接通知します。
- (2) 方法 第一次試験合格者に対して、性格検査、小論文試験及び口述試験を行います。

#### 5 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に記載されます。採用候補者名簿の有効期間は、原則として合格発表の日の翌日から起算して1年間です。採用の時期は、原則として平成28年4月1日以降ですが、早ければ平成27年10月1日の場合があります。

最終合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないこともあります。

#### 6 試験成績の開示（閲覧）

この試験で不合格になった人は、本人情報（成績）の開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポート等）を持参のうえ、経営戦略部人材育成課人事評価担当（市役所本館3階 窓口302番）へ直接おいでください。（印鑑・受験票は、不要です。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付していません。）

開示する期間は、合格発表の日から1か月間です。開示する内容は、第一次試験、第二次試験ともに順位及び得点です。

#### 7 給与・勤務条件等（平成27年4月1日現在）

##### (1) 職位

採用時の職位は「主事・技師」を予定していますが、一定の基準を満たす場合には「係長（総括主査・主査）」として採用される場合があります。

職制の基本構成

部長（理事）一課長（参事）一課長補佐（総括主幹・主幹）一係長（総括主査・主査）一主事・技師

##### (2) 給与

① 基本給月額（初任給） 初任給は、企業・団体における職務経験に応じて決定されます。

月額 208,800円（高校卒業後、民間企業15年勤務者の場合）

月額 238,300円（大学卒業後、県職員10年勤務者の場合）

注1 上記の初任給は、参考額であり、採用される者の職務経験により異なります。

注2 今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げ又は引下げ）することもあります。

② 諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月～3月に寒冷地手当が支給されます。

また要件を満たした場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

(3) 勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分（原則）

(4) 休暇制度 年次有給休暇（年20日。4月1日採用の場合その年は、15日。残日数は、20日を限度として翌年に繰越し）  
病欠休暇、特別休暇等

## 8 受験手続

次の書類を弘前市経営戦略部人材育成課人事評価担当（市役所本館3階 窓口302番）に提出してください。

○受験申込書 1通 必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼ってください。

○受験票 1通 受験票は、次のいずれかにより準備してください。

- ・官製はがきに、市ホームページに掲載している「受験票様式」を印刷または貼付けし、返送先住所・氏名を記入する。
- ・人材育成課で交付する受験票の様式に、52円切手を貼り、返送先住所・氏名を記入する。

記載事項に不正があると受験が無効となったり、合格が取り消される場合があります。

※受験申込書及び受験票の様式は市ホームページからもダウンロードできます。

郵送で入手したい場合は、返送先の住所・氏名を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒（角2号）を同封して、封筒の表に「社会人枠試験実施要項希望」と朱書きして、弘前市経営戦略部人材育成課人事評価担当へ郵送してください。

## 9 申込受付期間等

○受付期間 平成27年5月18日（月）から平成27年6月8日（月）まで。（**必着**）  
（土曜日及び日曜日は閉庁しておりますので、受付いたしません。）

○受付時間 午前8時30分から午後5時まで。（この時間内に受付場所に到着したものに限り受付します。）

○受付場所 市役所本館3階人材育成課人事評価担当（窓口302番）

なお、郵送による場合は、平成27年6月8日（月）までに到着したものに限り、受付をします。

**また、簡易書留によらない場合の郵便の事故等については、一切考慮しません。**

## 10 受験票の交付

**受験票は、平成27年6月16日（火）ころに発送する予定です。**なお、受験票が6月22日（月）までに返送されない場合は、下記問合せ先へ連絡してください。

**帰省等による行き違いがないよう、受験票の宛先は確実に受領できる住所を記入してください。**

## 11 その他

申し込みの際に、受験申込書の「任期付職員（育児休業代替）を希望」欄にチェックを入れると、社会人試験と任期付職員（育児休業代替）の両方を受験することができます。一つの試験でまず、社会人試験の選考を行い、第二次試験不合格者のうち、希望された者を対象に「任期付職員（育児休業代替）」の選考を行います。

※ 社会人試験のみ受験でも、ダブル受験でも試験の内容は同じです。

### 任期付職員(育児休業代替)とは

- 任期付職員(育児休業代替)は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する正規職員です。
- 名簿登載期間は3年間です(職員が育児休業を取得した場合に採用について連絡します。)
- 任期は6ヶ月以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて設定されます。
- 職員の育児休業の取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。
- 任期があること及び育児休業代替のため育児休業・育児短時間勤務ができないこと以外の勤務条件(給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等)については、原則として一般の職員と同様の取り扱いとなります。
- 任期付職員(育児休業代替)への採用は、弘前市職員(任期の定めのない)の採用の際に優先されるものではありません。

## 12 問い合わせ先

この試験に関する問合せは、弘前市経営戦略部人材育成課人事評価担当（〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 電話 0172-35-1111 内線284 又は 0172-35-1119（直通））にしてください。

### ※注意事項

試験場及び周辺商店等は、**駐車禁止**としますので、バス・電車等の交通機関を利用してください。

また、**試験場である弘前工業高等学校の敷地内は、全面禁煙**とします。

自動車の駐車、工業高等学校敷地内での喫煙、その他係員の指示に従わない場合等は、受験を停止させることがありますので注意してください。

バス：弘南バス 枯木平線、駒越線(工業高校経由)等「工業高校前」又は大秋線、相馬線等「市役所前」停留所下車、徒歩5分

電車：弘南鉄道大鰐線 「中央弘前」駅下車、徒歩25分